

令和4年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和4年1月31日（月曜日）

出席委員（7名）

委員長	木戸岡	秀彦	君	副委員長	実川	圭子	君
委員	上林	真佐恵	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	根岸	聡彦	君	委員	東口	正美	君
委員	中野	志乃夫	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（2名）

議長	関田	正民	君	6番	尾崎	利一	君
----	----	----	---	----	----	----	---

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	吉岡	繁樹	君	主任	関口	百合子	君
主任	下妻	敬史	君				

出席説明員（1名）

副市長	小島	昇公	君
-----	----	----	---

会議に付した案件

- (1) 3第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情
- (2) 3第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情
- (3) 3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情

午後 1時30分 開議

○委員長（木戸岡秀彦君） ただいまから令和4年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染防止のため、3密を避け、広い空間を取る必要がございますことから、本日もこの全員協議会室において審査等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長（木戸岡秀彦君） 初めに、3第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） それでは、何点か確認をさせていただきます。

まず、こうした市民の方の不利益になるような、市民から理解を得ることが難しいというようなこうした事案について、市が市民の方と説明会なり懇談会なりでお話をする際に市がどういう基本姿勢で臨んでいるのか、この狭山保育園の事例に限らず、こうした事例について市がどのような基本姿勢で臨んでいるのかということ伺います。

○副市長（小島昇公君） 市におきましては、これまでも様々な施策を進めていく際には、市民の皆様の御理解や御協力をいただけるよう、可能な限り丁寧に説明会や懇談会を行ってまいりました。

今後も同様に市民の皆様の御理解、御協力をいただけるよう、様々な事案を進めていく際には丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 説明会や懇談会などを開いていただいているっていうことですが、そこでどういう姿勢で臨んでいるかっていうのが大切だと思っていて、こういう反発があるような事案について、どうせ反対されるのだからっていうことで対応するのか。反対、反発はあるだろうけれども、だからこそ市民の声に真摯に耳を傾けるのかって、どういう姿勢かっていうことが、どうせ理解されないからっていうような対応にせず、市民と信頼関係をつくりながら進めるっていうことが大事だと思うんですけど、こういう陳情も出ていて、実際狭山保育園の保護者に対する姿勢は、説明会、何回も開いてらっしゃるってことはもちろんこちらも分かっているんですけど、どういう姿勢だったのかっていうふうに、どういうものだったと考えているのかを伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 私どもは、住民福祉の向上ということが究極な目的でございますので、狭山保育園の保護者の皆様への説明会や懇談会につきましても、昨年6月から12月までに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、こちらの観点も踏まえながら延べ17回開催をまいりました。

市の職員といたしまして、保護者の皆様に、やはり適正な理解をしていただくという御説明でございます。そして、市民の皆様、保護者の皆様がどういうお考えを持てるのかを聞かせていただくということでございますので、分かりやすい説明をさせていただいて、丁寧にお答えするというように努めてまいりました。

しかしながら、今回保護者の皆様からこのような御指摘をいただいているということにつきましては、保護者の皆様の心情等を理解するための配慮等が足りなかったものと考えられますことから、これにつきましてはそこを指導する私の不徳の致すところということでございます。誠に申し訳ございません。

今後、より一層、十分な配慮を持って丁寧な対応を行うよう職員を指導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

やはり保護者の方はそうした自分たちの気持ちにやっぱ向き合ってほしいということだと思いますので、今副市長からそういう御答弁ありましたので、ぜひそこは丁寧に対応していただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 今、副市長のほうから申し訳ありませんっていうような言葉もあったんですけども、やっぱりこの狭山保育園の段階的廃園を進めるに当たっての市の手法ですかね、やり方ということでは、非常に市民の方や保護者の方からも、乱暴な進め方だっていうことで、これまでも議会でも陳情出されてましたし、やっぱり今後、より丁寧なやり方っていうんですかね、合意形成を取っていくのが難しいようなこうした事案であつたらなおさら住民感情に寄り添う姿勢っていうのはやはり見せていただきたいと思いますので、この陳情には賛成をして、保護者の住民感情に寄り添っていただくことを求めたいと思います。

以上です。

○委員（実川圭子君） 私はこの陳情に関しては、陳情理由のところに、形式上の説明会や懇談会を何度開催しても全く歩み寄りができていないというところですか、あと下のほうに、これまでの説明会及び懇談会のように市が何をやりたいかを主張するばかりではなく、住民は何を求めているかを聞いて施策に反映してほしいっていうところが言いたいことなのだろうなというふうに思ってます。

先ほど副市長からは、理解と協力を得るっていうふうにおっしゃっていただきましたけれども、やはり今回のこの件だけではなくても、様々な説明会とか懇談会の中でこういったことが度々私は起きてるんじゃないかと思っていて、それはやはり決定までの過程に当事者や市民の意見がなかなか反映されないで決定してから説明するっていう形が、やはり市民からの反発が出やすいというか、出てしまうのも当然なのかなというふうに考えてます。

市民とともに歩む行政運営と市も言ってますから、やはり決定までのプロセスの中で合意を取るようなやり方というのは私は今後も、私自身も求めていきたいと思ってます。

ただ、この陳情に関しては、懇談会の場での発言の検証などもできませんので、陳情には反対をいたします。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3 第10号陳情 狭山保育園の段階的廃園における住民感情と向き合う姿勢に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3 第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（並木俊則君） 3 第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情

[朗 読]

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） こちらの陳情については、発言の撤回ということを求めている陳情ですので、事実としてこうした発言があったのかどうか、もしくは保護者の方がこういうふうに受け取ってしまうような発言があったのかっていうことを伺いたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 事実としてそういう発言はしておらないというふうに報告を受けております。

ただ、やり取りの中で陳情者の方がそういうふうに受け取ってしまったのかなというところについては、より分かりやすい説明、先ほど申し上げましたけども、そちらに尽くすべきであろうとは思っております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） この中での発言については、私もあったかどうかというのはもう確認が、前議会のときもそういう録音のものとか残っていないということでしたので、そういうことで理解を、今の御答弁のよう理解をいたしました。

それでも一つ事実確認をしたいのが、陳情理由のところ、新規入園児の募集停止を執行した後に段階的廃園の検討の事実を保護者に対して初めて周知を行ったということであるんですけども、こちらについて募集停止の執行日と保護者説明会の日程について確認をさせていただきます。

○副市長（小島昇公君） ゼロ歳児の募集停止につきましては、昨年の令和3年5月31日の市議会議員の全員協議会におきまして議員の皆様にご説明をさせていただいた後、同日に作成をいたしました狭山保育園段階的廃園ガイドライン、こちらに基づきまして、7月からの新規入園の申請受付日であります6月1日から実施をいたしました。保護者の説明会につきましては、6月12日土曜日、15日火曜日に開催をいたしております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

先ほど10号陳情のところでも申し上げたんですけれども、やはり保護者説明会を初めに開いたときにはもういろんなことが、方針ということであっても決まっていってというようなことがやっぱり保護者の方には大変ショックだったと思いますし、そういう進め方が非常に、説明会の中のこともそうですけども、基本的なそういう進め方そのものもやっぱり、また廃園されるってこともショックな上にそういう進め方をしたということが保護者や市民の信頼を損ねてしまったのではないかなというふうに思います。

先ほど10号陳情のところ、そういうやり方については今後丁寧にやっていくってということで御答弁ありましたので、こちらはちょっと繰り返になってしまうんですが、丁寧な対応をよろしくお願ひしたいと思います。要望です。

○委員（実川圭子君） すみません、1点ちょっと確認したくて質疑させていただきます。

陳情理由の中で、真ん中辺りから、「一般的に、住民が不利益を被るような行政事務が執行される場合、まずは不利益に対する補償内容を提示し、合意形成が図られるまでは、事業に着手しないのが常識である」ってこの方は理由としておっしゃってますけども、この点について市はどのような認識でいるのか、そこだけ教えてください。

○副市長（小島昇公君） 市では様々な施策を実施してございますが、利益がある方と利益のない方というのはですね、ほとんど100対ゼロということはないのではないかなと思っております。

そういう意味で、不利益を被る場合には特旨のということではなく、やはり行政のほうは直接利害関係のある方の御意見も一定のお考えは聞かさせていただきますけれども、市として今置かれてる財政状況等、それから保育園の関係でいいますと、お子さんをどういうふうに預かれるかという状況、そしてそれらを総合的に判断をして進めていくという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） 繰り返しですけれども、やはり信頼関係ってすごく大事だと思いますので、こういう市の言いたいこと、市の進めたいことと市民の方がやってほしくないって、こういう反発するようなものに関しては、本当に特に丁寧にやっていただきたいっていう考えがありますし、特に保護者の皆さんから今回すごくたくさん陳情も出されてますし、気持ちに寄り添う姿勢を貫いていただきたいというふうに思います。

本当に保育園が廃園っていうのは、本当に保護者にとっては今後の人生を左右するような重大なことですし、それを決まったことだからっていうふうにするのはなかなかのみ込めないというふうにも思います。

狭山保育園の件に限らず、今99の事業を廃止・縮小するっていうような案も出されてますけど、狭山保育園に限らず、こうした乱暴な進め方っていうのがほかの事業でも様々行われているっていうのは非常に重大だと考えますので、市のこうした市政運営を改め、保護者、市民に対する説明責任を真摯に果たしていただきたいということと、それから段階的廃園そのものを私は撤回してほしいということもありますので、それらを強く求めるっていう意味でもこの陳情には賛成をしたいと思います。

○委員（実川圭子君） 私は10号陳情と同じように、この懇談会の場での発言の内容についてということなので、それが検証できないということで、この陳情には反対をします。

ただ、先ほど副市長の御答弁と、あと、この方が言ってる陳情理由のところという、先ほど私が確認した点については、この方は常識であるっていうふうに言っていますけども、そこどころが認識が少しずれがあるのかなというふうに思いますので、この間もやはりこの件だけじゃなくて、先ほど上林委員もおっしゃってましたけれども、ほかの件につきましても、市の事務上のことだからということで庁内の会議だけで決定していった内容が進んでいるっていうところが多々見受けられまして、そういうことが市民にどれだけ影響を与えてるかっていうのは、やはり市民とちょっと感覚がずれてるところもあるのではないかなということをして市には認識していただきたいなというふうには思っています。

以上です。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3 第11号陳情 狭山保育園の段階的廃園の周知時期に関する発言の撤回に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 次に、3 第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 3 第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情

〔朗 読〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） まず、基本的なことでこちらもなんですけれども、市の職員の方の発言責任に対する総じて市の御認識をまずはお伺いしたいと思います。

○副市長（小島昇公君） 先ほどの案件のときにもお答えをさせていただいておりますが、住民の方々に説明をさせていただくというのは、どういう施策を進めるのかというのを御理解いただくという趣旨で行ってござい

ますので、聞いてる方に正しく伝わるように説明をするというのが職員の責務というふうに考えてございます。
以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） それで、市職員の方の発言や態度について、例えば市民の方から御指摘があったりとか、今回こういう陳情って形で出てますけど、それ以外にも御指摘があったり謝罪などの要求が、そういうことってというのはあると思うんですけども、そういう場合どのように対応することになっているのか。また、市職員の方を、窓口に立ってる方も含めてバックアップするような、そういう方を支援していくっていう体制がやはり必要だと思うんですが、そのあたりどのようになっているのかお伺いします。

○副市長（小島昇公君） 市民の皆様からは、いろいろな案件について御意見をたくさん承っております。一つは市長への手紙、そのほかメールや人事担当部署をはじめといたしました庁内各部署におきまして市民の皆様から御意見をいただいております。これらの内容につきましては、全て市長に報告がされ、その内容に応じまして庁内全ての部署、あるいはそれぞれの担当部署において内容の共有を図り、再発防止に努めております。
内容によりますと、やはり勘違いをされてる場合もございますので、そちらにつきましては内容について丁寧に御説明をさせていただくということを取っております。

また、直接、バックアップはどうするのかと言われたときに、やはり親切丁寧に説明をさせていただいてるんですけども、なかなかうまく伝わらなかったというようなこともございますので、こちらの職員のまずいところはまずい、改めるようにと。明らかにそうでない場合もございますので、そういうときは言い方や言う場所は気をつけるけども、自信を持って仕事を進めるようにという両面での指導をさせていただいております。
以上でございます。

○委員長（木戸岡秀彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） やはり、今、副市長から、今どういうふうに対応されているかってことは御答弁いただいて理解をしました。

特にお互い市民の方から反発があるような事例っていうのは、どうしてもやり取りの中でお互い感情的になったりとかっていうこともあると思うので、やはり現場に立つ職員さん任せにせず、職員を支えるような、そうした市のバックアップ体制とかきめ細やかにやっていくっていうようなことも大事だと思いますし、住民の方にきちんと丁寧に対応していくためにも、職員の皆さんが安心して現場に立てるっていう、そういう環境づくり、今もしてらっしゃるということでしたけれども、そういうことますます必要だというふうに思いますので、引き続きそういうことを丁寧にやっていただきたいっていうことを求めて、本陳情には賛成をしたいというふうに思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（中野志乃夫君） 今回のこの陳情に関して、まず実際のこの書いている内容自身は、その場になかったもんですから当然分からない。本当に正確なのか。微妙なニュアンス等ですね、を踏まえれば、この内容に同

意するものではありませんけれども、ただ、この間、私自身も直接市から、本当に誤解に基づく、私からすれば誹謗中傷に近いことをやられたこともあります。そういった経過のときも、市の職員にちゃんと、何というんですかね、冷静にというかな、何で客観的に、事前にね、そういったことを調べてそういう話をしないのか、大変に疑問に思ったことがあります。

こちらからすれば、完全にほかの情報の間違っただけの情報に基づいて、まるで詰問のようなことをされてですね、私も本当に完全にもうどうしてあげようかと思いましたが、そのときは市長が一応何とか収めてほしいというところもあったので、私も了解しましたが、やはり市の職員もそういった態度が、私自身も時々本当におかしいと思うことがありますので、やはり徹底したそういった市民に対する説明の際は、本当に冷静に誤解のないように説明していただきたい、そう思うので、この陳情に関しては賛成したいと思います。

○委員長（木戸岡秀彦君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

3第12号陳情 住民説明会等における市職員の発言責任に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（木戸岡秀彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（木戸岡秀彦君） これをもって令和4年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 1時57分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 木 戸 岡 秀 彦